

# 全国山村振興連盟理事会を開催

全国山村振興連盟は、令和4年7月8日（金）午前10時30分から千代田区永田町の全国町村会館2階ホールにおいて令和4年度第1回理事会を開催した。

竹崎会長代行挨拶の後、来賓として出席された農林水産省農村振興局 佐藤一絵 農村政策部長、富田晋司 地域振興課長、国土交通省国土政策局 佐藤哲也 地方振興課長、総務省自治行政局 徳大寺祥宏 地域力創造グループ地域振興室長及び林野庁 川村竜哉 森林利用課長から挨拶がなされた。

また、衆議院議員 宮下一郎 理事の高橋秘書の出席が紹介された。

議事は、竹崎会長代行が議長を務め、「第1号議案 令和3年度事業報告に関する件」、「第2号議案 令和3年度収支決算に関する件」、「第3号議案 特別会費の費目の改定(案)に関する件」及び「第4号議案 令和5年度山村振興関連予算・施策に関する要望(案)に関する件」審議が行われた。

理事会終了後、副会長が中心となって、関係省庁に対し要望活動を行った。

理事会の内容は、次の通りとなっている。

## 【竹崎会長代行挨拶】

本日は、全国山村振興連盟理事会を開催いたしましたところ、皆様方にはご多忙の中多数ご出席いただきましてありがとうございました。当連盟会長の吉野正芳先生は、所用のため欠席となっておりますので、僭越ではございますが、代行として熊本県芦北町長の竹崎がご挨拶を申し上げます。

まず、この度の台風4号の影響などで被災された地域の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、長期間にわたったコロナ禍の中、日夜奮闘して来られた市町村長の皆様、本日もご出席の関係省庁の方々、山村をいつも念頭においてご奮闘いただいております国会議員の皆様方に敬意と感謝を申し上げます。

さて本年2月のロシアによるウクライナ侵攻によりまして、世界の情勢は一変致しました。食料安全保障が強く意識されるようになり、次世代に安定した社会を継承していくためにも、食料の生産と国土の保全が重要な課題として改めて浮上しております。

また、近年打ち続いております異常気象を踏まえ、脱炭素が世界的に喫緊の課題であり、更に2年半に及ぶコロナ禍の中、都市への人口集中を改め地方に人口を分散していくことも重要な課題となっております。

こうした世界的な課題を踏まえたとき、そのいずれも山村地域との関わりが深いものであり、山村振興は、従来以上に重要性が増しているものと考えております。

山村に対する各種の支援策は、近年徐々に充実してきており、「森林環境譲与税」や「特定地域づくり事業協同組合」の導入、「公共建築物木材利用促進法」の改正などの施策が講じられてきていますが、世界的な情勢変化の中で、原油価格や諸物価の高騰など新たな困難な情勢も生じてきており、更に施策を充実強化していくことが必要であります。

山村地域における人口減少を食い止め、都市からの移住や田園回帰の潮流を推進していく上で、デジタル化の進展が寄与する部分もかなり大きいと期待されるため、情報基盤や交通などに革新技術を取り入れて快適な生活基盤づくりを進めていくことも重要であります。

これら施策の充実強化につき、皆様とともに山村の市町村が一体となって、政府に強く働きかけて参りたいと考えております。

本日は、どうぞよろしくご審議のほどをお願い致します。

#### 【佐藤一絵 農林水産省農村政策部長 挨拶要旨】

6月16日付けで農村政策部長を拝命した佐藤です。よろしくお願いします。

私は生まれも育ちも北海道で、北海道の山村の状況は子供の頃から良く存じ上げています。農林水産省に入りまして今年15年目になるところですが、これまで、米政策、新規就農施策などの業務に携わってきました。そうした中で、山村地域を含め全国各地の様々な現場を見させていただき、これからも農山漁村の様々な取組みを支援していかなければならないと思いながら、業務に当たってきました。

この度、農村政策部で仕事をさせていただくことになりましたが、これからも現場の声をしっかりと伺いながらより良い施策の拡充に努めてまいりますので、ご指導の程よろしくお願いします。

今、竹崎会長代行からも話がありましたように、我が国の農山村を取り巻く状況は厳しい局面が続いています。そうした中、コロナ禍の影響もあって、田園回帰という動きも少しずつ盛んになっているように我々は受け止めています。コロナ禍が落ち着いても、田園回帰の流れを止めることのないように様々な施策を時代に合わせた形で展開していきたいと思っています。

岸田政権になって、デジタル田園都市国家構想を実現していこうという動きがあります。山村地域の皆様方は正に主役としてデジタル活用による新しい取組みにチャレンジしていただける存在だと思っていますので、我々もこれからしっかりと応援をさせていただきますと思います。

農林水産省では平成27年度から山村活性化支援交付金の制度を作っていますが、これまで250カ所以上の地域で様々な有益な取組みを推進していただき、感謝しています。例えば、新規雇用につながったり、地域の伝統技術の継承が可能となったりと、素晴らしい取組みが沢山出ています。そうしたことを世の中の方々に広く知っていただくような措置も我々としてはしっかりとやっていきたいと思っています。

田園回帰の流れを後押しし、山村地域の魅力を広めていくために様々な施策を展開しているところですが、少しでも地域の課題解決に役立つように、現場の皆様方のご意見をしっかりと我々が受け止めて今後も施策を作り上げていきたいと強く思っていますので、もっとこういう施策が必要といった率直なご意見をこれからもお聞かせいただければ幸いです。

**【富田晋司 農林水産省地域振興課長 挨拶要旨】**

只今佐藤部長からお話がありましたように、山村活性化支援交付金をはじめ様々な施策をこれからも積極的に進めてまいりたいと思っています。

**【佐藤哲也 国土交通省地方振興課長 挨拶要旨】**

7月1日付けで地方振興課長に就任した佐藤です。よろしくお願ひいたします。

私もこれまで多くの地方で勤務させていただきました。やはり地方の魅力を発信して地域の持続性を高めるということが非常に国土の発展に重要ではないかなと各地で実感しました。

ご案内のように、国土交通省としては、社会基盤の整備ということで道路、河川、公園、下水また住宅整備など皆様の安全、安心のための対策、また、交流促進、定住促進などを推進しています。

また、災害が起こった時には、テックフォース(TEC - FORCE：緊急災害対策派遣隊)として、地方整備局から人を派遣して手伝いをさせていただいています。災害復旧・復興についてもできる限りの取組みをさせていただいています。

この機会に国土政策局の最近のトピックを二つ紹介させていただきます。

一つは、今年3月に豪雪地帯対策特別措置法が改正され、新たに、令和3年度の補正予算で特別の交付金(豪雪地帯安全確保緊急対策交付金)ができました。豪雪地帯の方はご活用いただきたいと思います。

もう一つは、近年の状況変化を踏まえ、国土形成計画の作成に今取り組んでいまして、7月15日に中間とりまとめが国土審議会から公表されますので、ご覧いただければと思います。

**【徳大寺祥宏 総務省地域力創造グループ地域振興室長 挨拶要旨】**

7月1日付けで地域振興室長に就任いたしました徳大寺でございます。よろしくお願ひいたします。

直近の2年半は官邸におりまして、岸田政権、その前の菅政権、安倍政権の下で勤務をさせていただきました。官邸においても、地方振興は重要なトピックでございます。全力で取り組んでいるという状況です。

私も地方勤務を今まで東北、四国の二地方でさせていただきました。先ほども懐かしい方と再会いたしましたが、やはり自分自身を作ってくれたのは地方だと思ってお

り、そのような気持ちを大事にして職務に当たっていきたいと思っています。

総務省に対しては、財源確保を皆様から特に期待されているかと思いますが、令和4年度の地方財政計画において令和3年度を上回る一般財源総額を確保いたしました。また、辺地債、過疎債についても前年度を上回る金額を確保しています。皆様方が安心して仕事ができるよう、引き続きしっかり財源確保に取り組んでいきたいと思っています。

地域への人の流れを作ることが重要となっていますが、そのための総務省の施策をご紹介します。

一つは、地域おこし協力隊です。制度創設から10年以上経ちますが、現在6千人を超える隊員がいます。それぞれの地域で活躍し、かなりの割合で地域に定住するような流れになっています。引き続き、進めてまいります。

もう一つは、2年前に議員立法で成立したいわゆる特定地域づくり事業協同組合法（地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律）です。これは、細田先生等が中心となってできた法律ですが、地域の安定的な雇用を創出するために組合を作って、その組合を国がしっかりと支援していく仕組みになっています。是非、市町村長の皆様におかれましてはこの制度を活用していただければと思っています。

また、過疎対策を引き続き実施するという事で、皆様のご協力で昨年度から新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する法律が施行されています。

総務省としては引き続き地方振興のために所要の対策を講じてまいります。

#### **【川村竜哉 林野庁森林利用課長 挨拶要旨】**

新型コロナ禍に端を発したウッドショックと呼ばれる状況について若干報告させていただきます。コロナ禍が拡大し、当初は日本経済が冷え込み木材も非常に需要が落ち込んだことにより、丸太がだぶつき価格が暴落するという状況でした。

ただ、その後、海外の木材需要、特に北米の住宅需要が回復したこと、また、コンテナ輸送の混乱など物流の混乱により、輸入材が入りにくくなり、木材価格が非常に高騰し、手に入りにくい状態となり、国産材を含めて現在丸太も木材製品も高止まりしている状況です。

丸太の価格が上がるというのは、山側にとっては非常に歓迎すべきことですが、丸太を使っていただく木材産業あるいは住宅産業、こちらの方がコスト高で困ってしまったということになると、川上から川下までの木材産業全体としてはあまり好ましくないと考えています。できるだけ緩やかに価格が上昇して安定し、需要と供給のバランスが取れていることが望ましいと考えています。

これに加えて、3月以降、ロシア・ウクライナ情勢の悪化により、ロシアがロシア材の輸出を禁止し、日本としても輸入禁止という品目も出てきています。これらの影響で輸入材の見通しは不透明な状況になっています。

こうした状況を踏まえて、国産材への需要が高まっており、山側としてはこれにしっかり対応していく必要があると考えています。

このため、林野庁としては、まず短期的にはロシア材が入ってこないという状況に対応して丸太や木材製品の増産に向け、緊急的に予備費を活用して、原木、製品の運搬や一時保管、国産材製品への転換を図る設計・施工方法の導入や普及を臨時的に支援しています。

そして、中長期的には、やはり国産材の安定供給、需要と供給がバランス良く伸びていくということ、しっかり川上から川下をうまくつなげていくことが重要だと考えています。そのため、令和3年度の補正予算も活用して、路網整備、高性能機械の導入、また、木材製品等の輸出拡大に向けた取組等の事業の支援を行っています。

また、安定供給体制の確立については、昨年6月に森林・林業基本計画を改定しました。「新しい林業」としてデジタル技術などを導入して全体としてコストダウンを図って増産ができる体制づくりに取り組んでいきます。特に山側では担い手不足が非常にネックになってきており、このような課題にもしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

コロナ禍の影響を受けて、新たな生活様式が定着しつつあります。テレワークとか地方で生活しながら仕事ができる環境も整いつつあります。これは地方の追い風になるのではないかと期待しており、そうした企業活動の一環で、森林空間を人材育成や教育のフィールドとして活用していくということにもしっかりと取り組んでいきたいと思っています。林野庁ではこれを「森林サービス産業」と銘打っていますが、新たな山村地域の雇用の創出につながるよう取り組んでいきます。

森林経営管理制度と森林環境譲与税について、お願いも含めてお話しさせていただきます。

令和元年度から、森林経営管理制度と森林環境譲与税が開始されています。森林経営管理制度については、市町村が中心になって所有者の皆さんの意向調査をした上で、必要に応じて市町村が権利を設定して適切に森林管理がなされるようにしていく仕組みとなっています。その財源として森林環境譲与税が新たに措置されました。

この森林経営管理制度の取組状況は、令和元年度、2年度の2年間で所有者への意向調査が全国で約40万ha、20万人の所有者に対して行われており、各地域の市町村長さんに心より感謝申し上げます。森林環境譲与税が森林経営管理制度の発足とともに措置されたことから若干誤解をされている市町村の方がいるようですが、森林環境譲与税は森林経営管理制度以外にも幅広く活用できます。法律では森林の整備及びその促進に関する施策に幅広く活用できるようになっています。何がその施策に該当するかは一義的には市町村の判断で、幅広く活用できます。

今年の1月末、森林環境譲与税の活用があまり進んでいない、5割程度が基金として積み立てられているという報道があり、国会でも非常に議論がなされています。この報道以降、自民党の森林吸収源対策プロジェクトチームにおいて、江藤拓先生が委

員長で、当連盟会長の吉野正芳先生もメンバーですが、このチームでいくつかの市町村からヒアリングを行った上で課題の整理がなされ、農林水産省及び総務省に提言をいただきました。この提言の内容の一つに、市町村への配分基準が私有林人工林面積5割、林業従事者数5割、人口3割となっていますが、これを、より森林の多い市町村に配分されるよう検討することとされています。林野庁としては、まずは山側でしっかりと森林整備に使っていくということに取り組んでいきたいと考えています。森林環境譲与税の5割が活用されていないという要因は、まず意向調査等の準備作業をやって、それから森林整備に活用していくことにしているとの声も沢山いただいています。市町村の取組については都道府県とも連携してサポートしていきたいと考えています。また、森林整備に活用する場合、森林経営管理制度以外でも国庫補助、都道府県単独補助への上乗せという形でも活用できます。

森林環境譲与税をきちんと活用し、国民の皆さんにその成果を示していくことが非常に重要になっていると考えています。特に令和6年度から森林環境税の徴収が始まります。徴収の開始前おそらく令和5年度に、基金に積み込まれたままとなっていないか、適正に活用されているかが議論されると思います。その時に議論される対象は令和4年度までの活用実績となります。市町村長の皆様におかれては、是非、森林環境譲与税の活用をお願いします。令和4年度の当初予算執行は既に始まっていますが、9月補正、12月補正でしっかり上積みしていただくよう取り組んでいただければと思います。できれば、基金の残高が増えることのないよう、4年度の譲与額を上回る予算措置を是非ご検討いただきたいと思います。

森林環境譲与税の用途については、令和4年6月に総務省と林野庁の連名で「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について」の文書を発出し、活用できるいくつかの事例を示しています。このリストに掲載されているものであれば問題なく活用できます。リストに掲載されていないものでも、新しいアイデアを出していただいで幅広く活用できます。少しでも不安があればこのリストの末尾に記載している林野庁、総務省の窓口にご相談いただければと思います。

◎挨拶をいただいた方以外の政府関係の出席者（敬称略）

林野庁	森林利用課山村振興・緑化推進室長	安 高 志 穂
農林水産省	地域振興課課長補佐	山之内 留美子
国土交通省	地方振興課課長補佐	横 山 豊 彰
林野庁	山村振興・緑化推進室課長補佐	藤 岡 義 生
林野庁	山村振興・緑化推進室企画係長	梅 原 徳 晃

## 【議 事】

竹崎会長代行のもとに議事が進められた。

- 第1号議案 令和3年度事業報告に関する件
- 第2号議案 令和3年度収支決算に関する件  
第1号議案及び第2号議案について、實重事務局長が内容の説明を行い、大久保監事から監査報告が行われ、両案は原案通り承認された。
- 第3号議案 特別会費の費目の改定（案）に関する件  
實重事務局長が内容の説明を行い、原案通り承認された。
- 第4号議案 令和5年度山村振興関連予算・施策に関する要望（案）に関する件  
實重事務局長が内容の説明を行い、審議の上、承認された。  
なお、いくつかの意見が提出されたが、秋の要望書に反映する方向で検討することとされた。  
理事会で承認された「令和3年度事業報告」及び「令和5年度山村振興関連予算・施策に関する要望」は、次の通りとなっている。

## 令和3年度事業報告

### 1. 山村振興政策に関する提言及び政府予算対策

- (1) 令和3年度山村振興関連施策・予算
  - ① 7月の理事会(書面表決)において「令和4年度山村振興関連予算・施策に関する要望書」を決定し、関係省庁に送付し要請を行った。
  - ② 8月24日(火)に開催された自由民主党の農林・食料戦略調査会・農林部会・農政推進協議会合同会議において「令和4年度山村振興関連予算・施策に関する要望書」を提出し、要請を行った。
  - ③ 11月の総会において「令和4年度山村振興関連予算・施策に関する要望書」を決定し、副会長を中心に関係国会議員、関係省庁対し要請行動を行うとともに、各支部において要請活動が行われた。
  - ④ 11月18日に開催された自由民主党山村振興特別委員会(委員長:衆議院議員 奥野信亮)において、関係省庁から令和4年度山村振興関係予算概算要求の内容について説明があり、当連盟から「令和4年度山村振興関連予算・施策に関する要望書」を提出するとともに、竹崎会長代行(熊本県芦北町長)をはじめ6名の副会長が出席し要請を行った。
  - ⑤ 12月23日に開催された農林・食料戦略調査会・農林部会・農政推進協議会合同会議において令和4年年度農林水産関係予算の報告が行われた。
  - ⑥ 令和4年度政府予算案は12月24日に閣議決定された。
  - ⑦ 2月25日に開催された自由民主党山村振興特別委員会(委員長:衆議院議員

奥野信亮)において、関係省庁から令和4年度山村振興関係予算概算決定の内容について説明があり、当連盟から竹崎会長代行(熊本県芦北町長)をはじめ3名の副会長が出席(WEB)し要望等を行った。

## 2. 山村をめぐる諸問題についての情報の収集、調査、検討

### (1) 森林・山村対策に関する懇談会

令和4年2月24日(木)に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況に鑑み、開催しないこととした。

## 3. 山村振興を図るための啓発・普及活動の推進

### (1) HP・メールマガジンでの情報提供

#### HP

連盟の紹介、全振興山村のリンク、山村からの提言

山村へのメッセージ、山村振興施策(山村振興法、山村振興関連予算、各種政策、白書等)

#### メールマガジン

山村振興施策をめぐる各種情報を提供

### (2) 山村振興に資する事業への協力(後援等)

○ 特定非営利活動法人「地球緑化センター」が実施する「緑のふるさと協力隊」

○ 「森林・林業・山村問題を考える」シンポジウム

(10月2日。オンライン方式で開催。)

○ 全国過疎問題シンポジウム2021inこうち

(11月4日～5日。高知県で開催。)

○ 全国二地域居住等促進協議会(国土交通省地方振興課が事務局)に会員として参加

○ 農業農村情報通信環境整備推進体制準備会(農林水産省地域整備課が事務局)に会員として参加

## 4. 山村振興対策の計画的推進

6月4日(金)に予定していた山村振興実務研修会は、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況に鑑み、開催しなかった。

## 5. 会員等への情報の提供

### (1) 山村振興情報の発行

隔月1回発行している(年間6回)。

### (2) 理事会決定事項の会員への連絡

理事会での決定事項を理事会終了後直ちに会員に連絡している。

### (3) HP・メールマガジンでの情報提供

連盟に関する各種情報、山村振興施策等を提供している。

#### 6. 山村振興全国連絡協議会の活動への参加と助成

ブロック会議に出席した。また、協議会の活動に対し、助成を行った。

開催されたブロック会議は、次のとおり。

九州ブロック会議	(書面開催。主催：熊本県)
北海道・東北ブロック会議	(書面開催。主催：秋田県)
東海・北陸ブロック会議	(書面開催。主催：愛知県)
中国・四国ブロック会議	(書面開催。主催：徳島県)
関東ブロック会議	(書面開催。主催：茨城県)

#### 7. 各種会議会合等

##### (1) 総会

11月18日(金)、通常総会を開催した。

総会においては、講演が行われた。

- ・演題 自然を活かし創意を凝らしたまちづくり
- ・講師 栃木県茂木町長 古口達也 氏

##### (2) 副会長会議・理事会

令和3年7月に副会長会議(Web方式)及び理事会(書面表決)を、10月に副会長会議及び理事会を開催し、令和4年2月に理事会(書面表決)を開催した。

##### (3) 事務局長会議

令和4年1月に開催(書面表決)した。

##### (4) ブロック会議

北海道・東北ブロック会議が、7月20日(火)～21日(水)に岩手県葛巻町で開催された。

### 令和5年度山村振興関連予算・施策に関する要望書

山村地域の振興につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

我が国の山村は、日本人としての精神の原点として国を支えてきた力の源であり、水資源、エネルギー資源を守り、国土保全、都市住民のいこいの場、若者の教育の場の提供等、多面的・公益的機能の発揮に重要な役割を担ってまいりました。このような国民の共有財産と言うべき山村は、国土の約5割にも及んでおり、そこを人口のわずか3パーセントの住民が守っております。

ウクライナ情勢、新型コロナウイルスの蔓延、地球温暖化など、世界情勢が激変する中において、山村地域もまた、コロナ禍、燃料費の高騰、災害の頻発などにより大きな打撃を被っております。

山村を取り巻く環境は、近年、人口減少・高齢化の進展、これに伴う集落機能の衰退や自然災害・鳥獣被害の多発等により厳しさを増してきましたが、加えて先に述べたコロナ禍等の影響があり、多くの山村が存続の危機に瀕していると言っても過言ではない状況となっております。

その一方、脱炭素という世界的な課題の下で、山村が果たしている環境保全・災害防止の機能及び二酸化炭素の吸収源としての機能が広く国民に再認識されるとともに、コロナ禍に直面する中で、都市への人口集中の弊害が意識され、人口の地方分散の重要性が改めて認識されたところでもあります。

こうした中で山村振興法により明確に示されている上記の多面的・公益的機能について更なる充実を図ることが重要であり、課題解決に取り組み、山村の活性化、自立的発展を図っていくことは、地方創生や国土保全につながり、ひいては国民生活全体の発展・安定につながるものと言えます。

国におかれては、以上の認識の下に、山村振興を国の重要課題に据えて、下記の事項の実現を図っていただくよう強く要望致します。

## 記

### I 地球規模の課題に対処する上での山村地域への施策の強化

1. ウクライナ情勢をはじめ世界の情勢が激変する中であって、食料・生産資材・木材を輸入に依存する現状を改善し、食料自給率・木材自給率を高めるとともに、国土保全を強化する食料安全保障体制を確立すること。その際に燃料価格高騰に対する対策を強化するとともに、山村地域における多様な資源を最大限活用するための支援を強化すること。
2. 地球温暖化により世界規模で異常気象が頻発している現状にある中で、脱炭素が喫緊の国際的課題であることを踏まえ、山村地域の森林による温暖化ガス吸収源としての力が最大限発揮されるよう抜本的に施策を強化すること。
3. 東日本大震災及び近年の豪雨・台風等の被災地については、関係省庁連携のもと、被害が生じた山村地域における復旧・復興対策を強力に推進すること。東日本大震災被災地については、原発事故放射性物質の除染等を早急かつ的確に行うとともに、除染に伴う廃棄物の処理にも万全を期すこと。
4. 防災減災、治山治水、砂防等の国土強靱化対策を強力に推進し、災害に強い地域・森林づくりを行うこと。またそのために、将来を見通した十分な財源を確保するとともに、災害発生時の的確な情報提供システムの整備を図ること。

### II 新型コロナウイルス感染防止対策と新たな社会の建設

1. 新型コロナウイルスの蔓延防止と地域経済の再建が両立しうよう適切なバランスを取りつつ政策を講じるとともに、新型コロナウイルスを含む新たな疾病が発生した際における医療体制・危機管理体制に万全を期すこと。
2. 新型コロナウイルスの感染や需要減退によって疲弊した農林水産業、地域の観光業・農泊、飲食業をはじめ、打撃を受けた産業や地域社会が早期に経済を回復していけるよう強力な支援措置を講じること。
3. 山村地域における医療施設及びそのアクセスの確保を含めた医療体制を充実・強化し、医療関係者を支援すること。
4. 都市の過密状態を解消し、感染症等や自然災害に強い安全な社会を建設していくため、新たな国土のランドデザインを検討するとともに、東京への一極集中を緩和し人口の都市集中防止・地方への分散の流れを作ること。

### III デジタル化の進展等に応じた革新技术の導入・普及

1. AI・ドローン・自動運転・ロボット等をはじめデジタル技術の活用が地域の隅々まで行き

渡ることにより、人口減少・高齢化の進む山村地域が抱える問題に対処していくことができるよう、「デジタル田園都市構想」の実現に向けて施策を充実・強化すること。

2. 山村地域において遅れている5G・光ファイバー網・ケーブルテレビの整備・更新を推進するための予算を拡充するとともに、キャッシュレス決済、電子申請が一般化するよう更に普及を促進し、そのために必要なシステム・機器・人材育成等に対し支援を行うこと。
3. 山村地域におけるテレワークの推進のため、サテライトオフィスの誘致及び必要な通信インフラの整備等を進展させるとともに、オンライン教育、オンライン医療を可能とするため、規制緩和・支援など必要な措置を積極的に講じること。
4. 山村地域において、再生可能エネルギーの導入を促進すること。特に、木質バイオマス産業化のための施設整備・システム開発を図ること。また、FIT制度の取組みを地域経済の発展に寄与させるとともに、再生可能エネルギーの発電比率の向上と、送電・熱利用システムの整備を図ること。太陽光発電・風力発電等の施設の設置については、優良な農地・林地の乱開発を防ぐように措置すること。

#### IV 山村振興対策の総合的・計画的推進

1. 山村振興法の基本理念にのっとり、山村振興法の目標を達成するため、関係省庁の一層の連携強化のもと、山村振興対策を総合的かつ計画的に推進すること。
2. 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づき、特定地域づくり事業協同組合の設立を推進するとともに、支援措置を充実・強化すること。
3. 新型コロナウイルス感染症対策、農山漁村地域活性化対策、森林・林業振興対策、国土保全に資する事業に関する地方財政措置の充実・強化を図ること。
4. 山村地域の活性化に不可欠な辺地対策事業債及び過疎対策事業債の十分な確保を図ること。

#### V 多面的・公益的機能の持続的発揮・公共事業の推進

1. 森林環境税及び森林環境譲与税による森林整備に際し、市町村に対して必要な助言等の支援を行うこと。また、その実施状況を踏まえ効果を検証しつつ、必要がある場合には、譲与基準等について検討を行うこと。
2. 国連SDGsや、2050年カーボンニュートラル・2030年温室効果ガス46%削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策を強化するとともに、「みどりの食料システム戦略」を着実に実行すること。
3. 「棚田地域振興法」に基づき棚田地域振興に関する人材確保等の支援を拡充するとともに、里山林等の美しい景観の価値を見直し、その保存・再生を図ること。
4. 山村の果たしている重要な役割や木の文化について、児童生徒を含め国民一般の理解を深めるための教育・啓発・普及対策を充実・強化すること。
5. 山村の有する農地の多面的機能を発揮させるため、農地の保全に確実に取り組めるよう、守るべき農地と管理困難な農地を明確にする地域の話し合い、簡易な基盤整備、低コストで粗放的な管理、鳥獣被害防止のための対策等、柔軟できめ細かな対応が可能となる総合的な対策を講じること。
6. 山村地域における農林業の維持・活性化を図る「中山間地域等直接支払交付金」、「多面的機能支払交付金」、「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」を充実・強化すること。

7. 計画的な間伐等の森林施業と森林作業道の開設を直接支援する「森林環境保全直接支援事業」、林道等の路網整備を支援する「森林資源循環利用林道整備事業」等を充実・強化すること。
8. 「農山漁村地域整備交付金」を拡充・強化するとともに、山村の存立基盤である森林・林業、経済・雇用を支える上で重要な役割を担っている林野公共事業予算について、大幅な拡充を図ること。
9. 景観対策、国土保全に資するため、松くい虫対策、ナラ枯れ対策について適切に行うこと。また、侵入竹の駆除及び竹材等の利用推進を図ること。

## VI 農林業の振興・地域社会の活性化

1. 山村地域の農業・林業等基幹産業について、意欲と能力のある担い手の育成に関する対策を拡充強化すること。
2. 「山村活性化支援交付金」、農泊や農福連携の推進を含む「農山漁村振興交付金」を拡大するとともに、「強い農業づくり総合支援交付金」、「農地耕作条件改善事業」、畜産環境対策を充実・強化すること。
3. 「中山間地農業ルネッサンス事業」を拡大し、山村地域に対して優先的に予算配分を行うとともに、山村地域を優遇する等、山村地域にとって使い勝手の良い制度とすること。
4. 山村の地域資源の保全管理・活用や地域振興と併せて、複数の集落を範囲として地域のコミュニティの維持に資する日常の様々なサービスの提供や地域内外の人の呼び込みを行う農村型地域づくり事業体（農村RMO）の形成に係る支援の充実を図り、山村地域に人が住み続けられるための条件整備を行うこと。
5. 森林、農地等の資源を活用した6次産業化の推進、平場とは異なる山村の条件を生かした園芸等の振興、更には、健康等の新たな分野で森林空間を活用する「森林サービス産業」の創出・推進、関連企業の立地・導入等の対策を充実・強化すること。
6. 森林の経営管理の集積・集約化等を推進するため、森林経営管理法に基づく新たな森林経営管理制度を地域の実情に応じて運用できるものとする。
7. 「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」を通じて、カーボンニュートラルを見据え、森林所有者等による計画的な森林施業をはじめ、川上から川下に至る林業、木材産業の総合的な振興対策の充実・強化を図ること。また、急傾斜地における架線集材を含め、現場の実情に即した間伐などの森林施業を推進するほか、施業の低コスト化、再造林対策を強化すること。
8. 世界の木材需給に留意し、木材価格の安定化を図ること。また、改正木材利用促進法に基づき、「建築用木材供給・利用強化対策」や木材需要の創出・輸出力強化対策」等で進められている建築物等における国産材の活用、CLT等の技術開発・普及、地域材を利用した構造材・内装材・家具・建具等の普及啓発、木質バイオマス利用の促進、効率的な木材サプライチェーンの構築や森林認証材の普及を図るため、施策を充実・強化すること。木材・木製品の輸出・利用促進への支援を充実・強化すること。
9. 特用林産物の振興を図るための予算を確保すること。

## VII 山村と都市との共生・対流

1. コロナ禍によって疲弊した観光産業・農泊を建て直し、インバウンドの活用を含めグリーン・ツーリズムの一層の普及を行うとともに、地域ぐるみで行う受け入れ体制や交流空間の整備、NPO法人等の多様な取組主体の育成等を総合的に推進すること。
2. 若者の田園回帰志向が強まっている潮流を踏まえ、山村地域への移住者、二地域居住者など

- の定住を促進するとともに、「地域おこし協力隊」を充実・強化すること。また、都市との連携強化による関係人口の増加の取組み、高齢者の地域活動への参加等を充実・強化すること。
3. 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき空き家についての対策を講ずるとともに、利用を希望する者とのマッチングや利用者の負担軽減等、有効活用について措置を講ずること。
  4. 自然資源の保護・保全をするとともに、地域資源を生かした教育、ふるさとに愛着と誇りを育む活動であるジオパーク事業に対する支援を充実・強化すること。
  5. 山村における国民の幅広いボランティア活動を促進する対策を充実・強化すること。
  6. 山村留学を含め学びや癒しの機能を有する山村での体験を推進すること。

## **VIII 鳥獣被害防止**

1. 鳥獣被害防止特別措置法等に基づき、技術普及を含む各種鳥獣被害対策を一層充実・強化し、対策に必要な財源を確保すること。
2. 地域ぐるみの総合対策を推進する「鳥獣被害防止総合対策交付金」及び広域的な森林被害等に対応する「シカ等による森林被害緊急対策事業」について継続するとともにメニューを充実・強化すること。また、ICTやドローン等の革新技术を活用し、より効果的な鳥獣被害対策に努めること。
3. 鳥獣被害対策実施隊の設置促進、猟友会等の民間団体の参加促進、林業分野・関係省庁との連携を促進するとともに被害の深刻さの度合いによっては、防衛省・自衛隊は関係省庁と連携して、協力の可能性を検討すること。
4. 捕獲鳥獣の加工処理施設の設置促進、焼却対策を充実・強化するとともに、ジビエ振興対策を講ずること。

## **IX 情報通信基盤、道路の整備**

1. 「デジタル田園都市国家構想」を推進する中で、山村地域における5G・光ファイバー網・ケーブルテレビの整備・更新を推進するとともに、携帯電話不通地域の解消等デジタルディバイドの解消を図るための通信体系を充実・強化すること。また、ラジオ難聴取地区を解消するとともに、地域の実情に即した通信システムの設置・管理に対し支援すること。
2. 5Gを進める上で老朽化した光ファイバー網を更新することは不可欠であるので、公設民営に限らず公設公営の施設についても、更新に対する助成措置を講ずること。
3. 2県以上にまたがる県管理の国道整備を含め計画的に道路の整備促進を図るとともに、市町村道の改良・舗装等、山村地域の道路整備を「コンパクト+ネットワーク」の観点に立って促進すること。また、基幹的な市町村道路の整備の都道府県代行に対する助成措置を講ずること。
4. 道路整備のための財源を十分に確保し、特に、地方における道路財源の充実を図ること。
5. 防災・観光景観上の観点から無電柱化の推進に当たり、財政措置（過疎債）を講ずること。

## **X 生活環境の整備**

1. 山村地域住民の生活交通を確保するため、地方バス路線維持やデマンドバスの導入・運行対策を充実・強化すること。
2. 山村の簡易水道等施設の整備を促進すること。
3. 山村地域の実情に応じて污水处理施設の整備を促進すること。
4. 廃棄物処理施設の整備を推進するため、助成措置を講ずること。また、廃棄物処理施設の解体に対しては、適切な措置を講ずること。

5. 消防力の充実を図るため、消防庁舎・消防施設等の整備及び改修に対する助成措置を講ずること。

## **X I 医療・保健・福祉**

1. オンライン医療を含め、新型コロナウイルス感染症等に対処する医療施設を早急に整備すること。また、医療・保健・介護・福祉の充実、高齢者の職場・住居の確保は、その地域の高齢者のみならず、都市住民の山村地域への定住に不可欠であるとの観点から、都市部との連携の下に対策を充実・強化すること。
2. 山村地域の産科医、小児科医を含めた医師の確保に万全を期すこと。へき地診療所等の運営、医療施設・保健衛生施設の整備、医師及び看護師の養成・確保に対する助成措置を充実・強化すること。
3. 無医地区への定期的な巡回診療、保健師の配置、救急医療用のヘリコプターを拡充すること。
4. へき地保育所・高齢者等の社会福祉施設・障害者施設の整備、職員等の養成・確保に対する支援を充実・強化すること。
5. 医師について定員配置等の規制的手法の導入、過疎地域や山村地域への一定期間の勤務義務づけを検討すること。

## **X II 教育・文化**

1. オンライン教育の環境を早急に整備するとともに、豊かな自然環境や伝統文化等を有する山村の特性を生かした教育を充実すること。
2. 公立学校施設整備、スクールバス等の購入に対する助成措置を充実・強化すること。
3. 寄宿舎居住費等へき地児童生徒に対する助成措置を講ずること。
4. 山村地域の文化財の保護等に対する助成措置を講ずるとともに遺跡発掘等により山村の自然に触れる体験交流活動に対し支援すること。
5. 地域の伝統文化・芸能の体験等を通じた子供の育成に努めること。
6. 小中学校の統廃合の推進に当たっては、地域活性化の観点に十分配慮すること。

## **X III 貿易交渉について**

貿易交渉及びその実施に当たっては、山村地域の主要産業である農林業に打撃を与えることのないよう、山村地域の住民が誇りを持って農林業を営み、住民が生活を維持できるよう、万全の対応をとること。

## **X IV 山村地域の自主性の確立**

1. 財源保障機能及び財源調整機能を果たす地方交付税制度を充実・強化し、所要額を確保すること。
2. 基準財政需要額の算定に当たっては、山村自治体が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、面積要素を重視するなど、山村地域の実情に即したものとすること。
3. 償却資産に係る固定資産税は、山村地域の市町村の重要な財源であり、現行の課税対象、評価額の最低限度を堅持すること。
4. 道州制は導入しないこと。